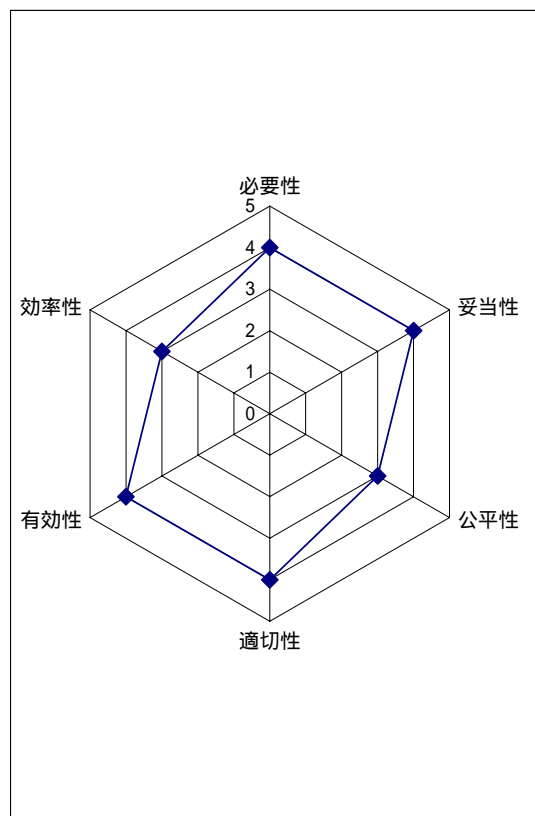


事務事業名	地籍調査事業	担当部局	市長部局 産業経済部
基本目標	豊かな暮らしを育む活力ある産業づくり(産業)	担当課名	耕地課
施策体系	美しい田園を育む交流型農業の振興	担当係名	地籍調査係
施策	その他		

1. 事業内容

事業本来の目的と具体的内容	土地の権利関係の明確化、土地の実態を正確に把握するために、一筆ごとに土地の調査並びに境界及び地籍に関する測量を行い、地籍図及び地籍簿を作成し登記所の土地登記簿を修正し地籍図を不動産登記法第14条1項地図として備え付ける		
事業の期間(開始/終了)	昭和61年 4月 / 99年 9月		
根拠法令、条例、規則など	国土調査法、地籍調査作業規定準則 国土調査法施行令		
事業が対象としている人(モノ)	調査筆数	調査面積	
具体的な活動内容	調査区域内の権利者及び公図・資料等の調査		
	一筆地調査		
	成果の取りまとめ及び認証		
事業の成果	一筆ごとの権利及び面積の確認		
	現地調査により地目調査及び境界の確認		
	地籍図、地籍簿の認証・登記		

2. 事業の評価



項目	説明
必要性	4 依然、必要性が高い
	土地に関する記録が不明確なことがあり、土地の有効利用を促進するために、土地の基礎的な情報を整備する事業である。
妥当性	4 法的な問題などがあり、行政が行うべき事業である
	私有財産及び行政財産等の調査を行うため、個人情報等の収集が必要となり、行政が実施するべきである。
公平性	3 どちらとも言えない
	事業完了地区については、資料の有効活用が図られているが、未完了地区に関しては正確な資料としての有効活用ができない。
適切性	4 現在のやり方(手段)が一般的であり、特に問題はない
	法令に基づいて実施しているが、一部同意が得られないことがある。
有効性	4 概ね目標水準に達している
	毎年度の事業については、目標を達成しているが、わずかであるが未同意者が出てしまう。
効率性	3 どちらとも言えない
	年度により、調査地区の状況が異なるため、比較できない。

総合評価	地籍調査事業の早期完了が重要課題であるが、現在の人員等では完了まで長期間かかるため、外注化を図る必要がある。
------	--

3. 今後の事業の方向性

所属長判断	事業の方向性判断	短期的方向	維持継続	中長期的方向	拡充(人・モノ・カネ等の拡充)
	説明	正確な地籍図等の作成により、土地に関する各種施策の基礎資料として活用するため、事業の早期完了を目指す。			
決定権者判断	決定内容	維持継続			
	説明	早期完了を目指して推進しており、システム利用・部分的な外注化を継続的に検討し、効率化を図る。			